

令和3年(ヨ)第449号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立事件

債権者 石地優ほか8名

債務者 関西電力株式会社

上申書

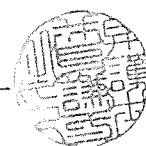
(争点項目案について)

2022年(令和4年)4月12日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一

ほか



貴裁判所から前回審尋期日(2022年(令和4年)3月7日)において双方へ配布された争点項目案について、債権者らの加除訂正の意見を述べる。

下線部が争点項目案に新たに追加した内容であり、取消線部分は削除する箇所である。

債権者ら主張：令和3年11月25日付け準備書面(5)まで

債務者主張：令和4年2月24日付け主張書面(9)まで

第1 被保全権利

1 原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険

(1) 原発の危険性の特質

ア 被害の特異性(不可逆性、重大性、コミュニティ全体の破壊、広範囲、長期継続性)

債権者ら：申立書第5章(16～23頁)

債務者：

イ 原子力科学技術の特異性(安全確保の困難性)

債権者ら：申立書第5章（23～26頁）

債務者：

(2) 原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険

ア 深層防護（上記特異性を持つ原発の安全性を確保するための第1層から第5層）

債権者ら：申立書第5章（26～28頁）

債務者：

イ 深層防護が要求される趣旨

債権者ら：申立書第5章（28～29頁）

債務者：

ウ 福島第一原発事故においては「深層防護」が徹底されていなかったこと

債権者ら：申立書第5章（29～30頁）

債務者：

エ 福島第一原発事故を経験して改正された法令、裁判例等

債権者ら：申立書第5章（30～32頁）

債務者：

オ 5つの防護レベルのいずれかが欠落又は不十分な場合は人格権侵害の具体的危険があること

債権者ら：申立書第5章（32～36頁）

債務者：

(3) 主張立証責任について

1 司法審査の在り方（判断の枠組み）

債権者ら：申立書第10章（100～104頁）

債務者：答弁書第4章（27～37頁）

(4) 審査する上で考慮すべきこと（老朽化（地震も含めた全体の総論））

債権者ら：申立書第6章、準備書面（1）

債務者：

2 地震によって重大事故が発生する危険性

(1) 自然的立地条件に関する新規制基準の合理性及び適合性（債務者に立証責任）

ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無

債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁）

債務者：主張書面（2）、主張書面（9）第2の1（18～20頁）

イ 基準地震動の策定の合理性

(ア) 内陸地殻内地震の震源位置に関する考慮

債権者ら：申立書第7章第5（60～64頁）、準備書面（4）第2章第3（14～18頁）

債務者：主張書面（4）第2章第2（8～13頁）、主張書面（9）第2の2（20～23頁）

(イ) 使用する経験式の適切性

債権者ら：申立書第7章第7（66～71頁）、準備書面（2）、準備書面（4）第2章第5（22～37頁）

債務者：主張書面（1）第3章（27～180）、主張書面（4）第2章第4（22～65頁）、主張書面（9）第2の4（30～41頁）

ウ 繰り返しの地震の考慮

債権者ら：申立書第7章第6（64～66頁）、準備書面（4）第2章第4（18～22頁）

債務者：主張書面（4）第2章第3（13頁）、主張書面（9）第2の3（23～30頁）

(2) 次の事情があるから上記（1）の争点については厳密に審査されるべきこと

~~(2) 建造物及び設備についての新規制基準適合性~~

ア 安全余裕は審査されていないこと

ア―耐震安全性の余裕の考慮

債権者ら：申立書第7章第3（54頁）、準備書面（4）第2章第1
（3～12頁）

債務者：主張書面（1）第4章（181～212頁）、主張書面（4）
第2章第1（6～8頁）、主張書面（9）第2章第1（9～1
8頁）

イ 高経年化による影響の考慮

債権者ら：申立書第6章、準備書面（1）、準備書面（5）

債務者：主張書面（5）、主張書面（8）

3 避難計画の不備

(1) 避難計画の不備による人格権侵害の具体的危険性

債権者ら：申立書第5章（34～35頁）、申立書第8章第1（72～80
頁）

債務者：主張書面（3）第2（6～15頁）、主張書面（9）第3（42
～44頁）

(2) 本件避難計画の不備の有無により債権者らが安全に避難できること（債務者に立証責任）

債権者ら：申立書第8章第2（80～97頁）

債務者：主張書面（3）第3、第4（15～49頁）

第2 保全の必要性

債権者ら：申立書第9章第2（99頁）

債務者：

以上